

令和5年3月2日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
京都法人第一部	京都府京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町 591	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 20	令和5年2月13日
京都法人第一部 伏見オフィス	京都府京都市伏見区東大手町 757	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 20	令和5年2月13日
浦和法人部	埼玉県さいたま市浦和区仲町 1-4-9	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-12-10	令和5年3月6日
函館支店	北海道函館市若松町 16-6	北海道札幌市中央区北三条西 3-1-44 （札幌支店内）	令和5年3月13日

（2）変更の理由

店舗の移転のため